

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項
半月報(1)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507 |

才
24
25
回
合
併
(
昭
41.41.
10.9.
/ /
5 5
31 30
)

| | | | |
|-------|----------------|-----|---|
| タイプ指示 | 発信用 | 執務用 | 冊 |
| 主 信 | / | / | 2 |
| 付 | 別添730-12 | | |
| 届 | 如と送付の事。 79号 | | |

昭和41年11月17日
発 行 10 タイプ 校 査 (竹野)

文書課長 (徳久) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 1487 号 公 信 昭 和 4 1 年 1 1 月 1 6 日

| | | |
|---|---|--|
| 大 政 務 次 官 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長 | 主 管 北 米 局 長 参 事 官 北 米 課 長 主 任 | 起 案 昭 和 4 1 年 1 1 月 1 5 日 起 案 者 森 山 電 話 番 号 6 7 1 |
|---|---|--|

受 信 者 北 米 武 内 大 使 発 信 者 雅 名 大 臣

写 送 付 先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖 縄 内 経 済 要 事 項 半 月 報 (24 及 25 回) の 送 付

GA-2 16 183 外 務 省 回 覧 番 号

米 北 才 1487 号

昭 和 4 1 年 1 1 月 1 6 日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

沖 縄 内 経 済 要 事 項 半 月 報 (24 及 25 回) の 送 付

沖 縄 内 経 済 要 事 項 半 月 報 (24 回 及 25 回 合 併 号

(昭 和 4 1 年 9 月 1 日 ~ 3 0 日) 及 25 回 合 併 号 (昭 和 4 1 年 1 0 月 1 日 ~ 3 1 日) 別 添 の と 同 じ と 送 付 可 也。

本 封 上 記 = 半 月 報 合 併 号 の 項 目 は 下 記 の と 同 じ。

記

24 回 (昭 和 4 1 年 9 月 1 日 ~ 3 0 日)

1. 沖 縄 内 題 懇 談 会

GA-4 外 務 省

2. 正法院裁判権、新規土地接收特別対策委員会

(移送裁判の担当判事任命、5合7)

3. 高等弁務官の更迭発表

4. 沖縄渡船才1班陽孔の抑留事件

5. 定在日児童

第25回(昭和41年10月1日~31日)

1. 沖縄問題懇談会

2. 移送裁判一事件の米民政府裁判所管理

3. 軍用地接收問題

4. 才10回日米協談委員会の開演

5. 79改正法改正法草案審議終了

(以上)

付属添付

第24回沖縄関係重要事項半報(合併号)

(昭和41年9月1日~30日)

1. 沖縄問題懇談会

(1) 沖縄施政権の可能な分離返還を^{検討中}進めるために、森

総務長官の私的諮問機関として総務府に設置された

沖縄問題懇談会(大浜信泉座長)の第1回会合は9月1日

ホテル・オラで開かれた。

委員は大浜信泉(現菊方同胞援護会会長)のほか、

鹿内信隆(日放送社長)、林修三(元法制局長官)、森永真一郎

(輸銀総裁)、横田喜三郎(元最高裁審判長)、長谷川次次(時事通信

社長)、茅誠司(元東大^総長)、大坪一男(東大総長)、森戸辰男(日東

学院会長)、武見太郎(昨医師会会長)の計10名である。

同会合では可能な分離返還の進め方は現状固定

化ではなく、全面返還の一段階であり、取返す教育面の返還

は度量及び精神面での効果があるので、之れを当面の
最大目標として検討する中で意見の一致をみた。

論議の中心となつた施政権、統帥権の分属が理

理的に可能であるが否かについては、沖縄に主権をもち

日本に~~主権~~施政権の一部分属返還されることは可能で

あるとの見解が出された。了解された。

この法理論的に分属不能とする懇談会の結論は

沖縄現地に呼応し、2日、琉球政府文教局で才能別

返還研究会を設置され、又、沖縄教職員会は9日、理事

会を開き、再構想に対する見解を調整し、各政黨、教育團

体9団体と協議するところとなり、同職員会は、教育権の

案態は従前の政権から分属した教育権があり得るが否か

つと、疑問を残しつつも、取敢えず、教育行政、財政面の本土国庫

法規の直結を討つことにより、実施できるものから獲得してゆく

原則論には賛成であるとの態度を打ち出した。

民生黨及び社大黨は6日、その日の試問総会を開き、今

作の態度を協賛し、再構想に対し、首肯は教育権

分属でも分属返還されれば一歩前進であると歓迎し、他方、

社大黨は、その野望各派は全面返還を要する在官論の分断

策があるとして反対の意向をその旨を表明した。

現地新聞は、實際問題として技術的に困難な

問題が多いと懸念しつつも、再構想の明確化を希望すると共に

再長官の積極性を歓迎し、之れに呼応する現地在官論の

盛り上り、統一を叫びかけた。

又、懇談会の中間合意は社新聞でも大きく取り上げ

られ、政界の望望、沖縄施政権返還要求諸団体は

「出来れば結構」と受け止めながら、「復帰運動は7カビ」

「軍事基地の永続化をねらつたものとして非難している。

(四) 14日開かれた沖2回合意では、再長官から、個人的見解と

して、めづる「教育権返還に關する基本的見解」(要旨別添)

と、これら具体化に当り考えられる問題を列挙し、総務府作成の資料(9月22日付経信半次第1231号付添参照)と
 もとに、特に本土の国語法令の沖縄への適用に際して起り得る影響、問題について討議せられた。
 沖縄においては、民主黨が20日議員総会で教育権返還特別調査会を設置し、資料には教育関係者法規の全面適用の理論と、教育援助増額による実質的一体化論とに賛論が込められていた。又、社大党は一応再構想の具作案が示された。ところが正式態度を固めた。従来層次表明された半島の沖縄施政方針から見て、基地と施政権は不可分のものであり、合意返還は實現不可能と見て基本的に反対の態度をとっている。
 本土の日教組は、21日、同組会の沖縄対策委員会と協賛し、再構想が安学(半制)、沖縄基地の永續、固定化を前提として、日本口憲法の適用下に教育

権の合意返還は意味のない結論を出し、最終的態様については、これまでに日教組が、沖縄教育の本土への一体化、37の教育関係法令の適用を要求してきた均等化、極端な検討が必要と、沖縄教職員会の態度見解の決定を待つとした。
 沖縄に在職に就く有資格者は、布令により「沖縄に在職を妨げるに限り、これらにおいて、教育権が返還され、教職員の身分、予備が本土の体制に入れば、沖縄に日教組の支那が来る、人事交流が中心になる」と、半島政府側には配して知らせられた。
 (イ) 28日、沖縄問題懇談会は第3回会合を開き、教育権の合意返還問題と関連し、沖縄をめぐるこれまでに日米外交折衝の経過及び持来の見通し等について外務省事務当局の見解を聴取した。
 外務省当局の説明に、半島基地の確保という基本

的の問題に踏み込まない。施政権の部分的返還問題を
外交ルートでのやりとりは困難な問題が多いとの認識
と受け止める。懇談会は、その方針に従い、仲保
の教育行政司法立法の三権の返還を成めることを目標に
協力を進めるとして、上、朝海外務省顧問と打ち
合わせして進めるとして行った。

2. 立法院 裁判権 新組土地接收特別対策委員会

立法院特別委員会は、まず、ワトソン高参事務官に会見を
申し入れていたところ、9月9日、民政府より、裁判権返還問題
は依りてワトソンで検討中であり、以上を以て回答するものは
ない（と会議の議題とはなると暗に条件を付した）が、軍用地内
題については特別委の全員と話し合おうと回答した。
22日午前、約1時間、くり切りの打ち合わせ会議が、主

として土地問題について意見の交換があり、ワトソンは新組土地

7
接收は絶対不可欠な最少限度に止めようとの半側方針を
述べ、1958年以来、実際に収用したのは全軍用地の1%に
過ぎず、又、地主は地料の1/5に土地の黙認耕作が認められ
ていること、半側の配属指針を説明したのに対し、委員側は
忠告は付すべし、全村の44%が接收されたが、農民の生活
に及ぼす影響が大きいこと、半側の接收強引が~~農民~~^新住民
の反感の基礎を^維有効維持に有害である故に、土地問題の
極度に検討と円満解決方を要望した。

裁判権については委員側より、問題は紛争中の事件
が移送された結果、民裁判所の权威失墜を招いたことと
あり、政治的の観点から好ましくなく、又、法律論からも、
琉球民裁判所に布告の審査権はあるとの解釈に立つて
今回の移送は行政命令の趣旨（沖12条）に反するものであり、
高参事務官の第一に移送命令は高参事務官自身で問題
解決に当たらなくてはならないこと、ワトソンは委員側の

主張に新しい要素があるかどうかと極度に検討したと答えた。

同意見では、前進した回答が得られなかったとする特別

委員会より27日、命令を撤回した。与野党は27日意見の対

立し、野党側が移送された二事件は、ともに、布令を撤回して

了上訴したものであり、自治権拡大の目標に反対の理由に

問題解決のため、両事件の上訴を取り下げるべきだと主張

した。他方、与野党は上訴裁で審判中に移送命令を出したと

し問題にしているため、上訴する可能性は自由である

ら出た権利であると反論し、結局、結論は出なかった。

移送裁判の担当判事任命

立法院特別委員の活動は前述の与野党の意見対立と

併せ、定例会の災害対策、市町村選挙運動等が停滞

したため、かねて7月半ばで検討中の態度を堅持していた

半政府は9月28日午後、閣内二事件を審理する半政

府民事裁判所の三判事を任命した旨発表し、裁判移送

命令の権限と高等裁判官に与えていた大統領の政令の制定

に、政策上の変更を加えることはできないと、説明し、移送命令

撤回の可能性を強く否定した。

同発表は9月5日付沖縄タイムズで予選した時期と一致

した。沖縄現地では与野党、司法界に失望を招き、^{（与野党は命令の撤回要求は無意味であると結論）} 甚

会長の当由官制は裁判移送に法的問題はないと

審判の判事任命も法律面から反対する根拠はないが、任命

された三判事の両事件を琉球民裁判所に差し戻すこと

を強く要望すると語った。又、共済会評の喜屋武議長は

松岡主席に対し、半裁判所による審理を拒否するため

に政府はサンマ事件の上告を取り下げるよう要請した。（この

に対し、松岡主席は政府の閣内審判は最終審の判決

にのみ拘束されるという慣習があるとし、その要請を拒否した。）

（注：支那が行政裁判所を二事件で琉球政府に上訴している。）

30日、東移送裁判の閣内閣員である仲松上訴裁

主席判事、前田中央選裁首席判事（二事件判決時の裁判長）

野波中央選管委員長(友利事件の上告責任者)は辞意を表明した。この上、野波氏は辞意表明の理由として、野党、共済会からの退陣要求に対し、精神的に参ったと云っている。

3. 高等弁務官の更迭発表

7トソ高等弁務官の更迭は、後(注)にてアングラ格の任命発表は7トソにて28日午前11時(沖縄時間)29日午前(臨時)発表された。

29日付現地自民の朝刊は前日午後6時発表された民政府裁判所の判事任命と、東洋更迭の発表を並べて掲載し、裁判問題に対する態度と憤激の劇文と柔軟路線の施政者7トソの更迭に対する愛憎を表す記事の同居して奇妙な紙面となった。

現地側は全く予期していなかった。今回更迭発表に当惑の色を著し、ラソヤ大使の更迭と関係付けて、今回文付の

緊迫を感ずるハトソ。中玉関係と合点至階階勢の中、沖縄の軍事基地体制の強化をねらう米国の新方針の表裏である。祖國に、沖縄施政の硬化に不安を感ずる首のソットが多数を占めた。又、今回人事について野党は裁判移送問題の最終的措置を責任者に注し、新弁務官は合意関係のゆとりを確保し、配属されること、複雑怪奇な人事を調整した。

4. 沖縄漢船中1球陽丸の抑留事件

球陽水産所属の中1球陽丸はインドネシア近海で擱浅のため自傷者治療の目的で9月4日、インドネシアアボン(アボイ)に緊急入港の予定を打倒された。終消息不明となった。

9月19日、同じ同港に緊急入港した東洋船讃岐丸の海保隊に報告で、中1球陽丸は同港に抑留中である。

あり、無線機が封印、真空管、書類等が持ち去らたこと
 2を判明した。死に体米印大使館に対し、同船抑留
 の実状（特に船舶旗の肉（本）、釈放の見通し等調査方
 及び理地米側に通報し、協力を求めるよう訓令した。
 （存続、同三隻船は1962年4月、口籍不明の理由で、海軍
 機の銃撃を食ったのを抑留されたことがある。）
 中1球陽は9月29日釈放され、翌日から操業を再
 開した。この側官富より、今回の抑留の理由については
 何ら説明が得られていない。
 松岡主席は昨日に7月26日米政府に7-1
 民政官を訪問し、外交ルートを通じ、早急案情調査、釈放方
 案を求める申し入れに対し、同民政官は必要措置を
 講ずる手筈を進めていると述べたが、同日米政府スポークスマン
 は会報されたという確認された情報は何もないと述べ
 た。

神懸理の在紙は、消息不明原因の留守園停船の
 不意を連日報道し、又、引続し拿捕、抑留を公海に於ける
 自由完全操業を脅かすものであり、この種事件のD号船舶旗
 と深い響きがあり、この対策には日米両国政府の緊密に
 取組むべきである旨を論議し、この事件を契機として、あらたに
 環球船舶のD号掲揚早期実現を要求する意向を
 高めている。

5. 空古急台風災害

瞬間最大風速85.3米を記録した台風18号は9月4日
 から9日にかけて空古急を襲い、戦争中以来経験したような程
 の災害を及ぼした。

新聞報道によれば、農作物、果樹類は全滅、残存
 しているものは70%の被害を及ぼす。畑は収穫期を
 60日後に遅延しているため、農民の被害は大きい。又、炭田

(全戸数147戸)は全壊30%、半壊40%といはれ、農作物を含む被害総額は3000万円に達する見込み。

11月9日7時の調査報告は福岡県庁で定例会の現地視察で行った。同日、台風16号及び18号の被害地域を災害地域と宣言し、同宣言に基づき、本民政府の災害救援資金の支出と救援物資の供給を行うことになった。琉球政府はまた、緊急に災害救援法に基づき救援資金は30万円の余裕を認め、又、前述の本民政府資金も被害結果の調査に基づいて決定されるものとする。緊急対策と恒久対策に要する経費は現地米民の資金では不足あり、琉球政府は被害調査を止め、日本政府、民政府に結果を報告、援助を要請することになった。

一方、東京の菊方同胞援護会に災害救援本部を設置し、全日的救援活動を開始した。同日、政府は11日、西原総務副長官を团长とする調査団を派遣、奄美道庁長に

適用する災害対策基本法による援助に準じ「半壊並行」の救援措置をとりこに決定。30日閣議で災害対策費として9,183万(約25万ドル)を支出することになった。(24には家屋等の緊急修復用器材費、奄美南警察隊の派遣費、種々な紙類購入運搬費あり。)

第25回沖縄自治重要事項半報(合併号)

(昭和41年10月1日-31日)

1. 沖縄問題懇談会

(4) 10月12日、第4回会合を開いた沖縄問題懇談会は、文部省当局者を招き、同省が検討した教育権返還に当つた具体的な問題点、沖縄の教育制度、内容、財政の本土制度との比較、^(説明を)等について聴取した。

問題点としては、教育の組織を本土と同一程度にしなければ教育権返還とは云々^(説明を)、教育関係者身分(教育関係以外の琉球政府公務員との調整)など、教育施設の整備(文部省標準で^{(本土の達成率(90%)より)}ける30%以下)、教員の資格認定の改善、琉球大学と本土大学並みの基準に引上げるには、現在197人の教壇空をあと130人増員の要がある等が説明された。

教育権分離返還に関する構想について、社会党沖縄

県支部は10月13日、党(沖縄支部)の見解を発表、同構想の①半軍基地の強化存続と半島の沖縄支配の永続を是認し、これを是認するものであり、②平和条約3条撤廃による施政権の即時返還の要求をそのとうとする意向の他に、③恰かも構想と施政権即時返還と同次元にあり、施政権の一部であるが如き幻想を導き、沖縄の地位の現状固定化を策するものであるとの理由を挙げ、これに反対すべしと表明した。

18日、沖縄教育員会の教育権返還問題研究委員会、同理事会に対する研究結果の答申案をまとめ、施政権返還の一環として進めるべきであるとの方針を打ち出した。(答申内容別添1.)

又、10月26日、沖縄問題懇談会の大座談者は、沖縄79人組織で、「沖縄教育権の返還とは何か」と題して

同様の考えをとり、論文を公表した。(別添 2)

(4) 10月26日、沖縄問題懇談会はオラ国会会を開き、内閣法制局(閣外1部)から、施政権の権能別分府返還が法理論的に可能があるにつき法制局の見解を聴取した。内閣長は席上、法理上不可能であるとして外資の類似事例を挙げると共に、教育権返還の形態として、①日米両国間の合意で条約により分府返還させる。②米国の沖縄における全面的施政権を維持しつつ、教育権の行使を日本政府に委託する。③施政権に属せず、沖縄の教育内容を實質的に本土のそれと同様とするなどを米側に約束するなどの方向があることを説明した。

懇談会は法制局の説明聴取後、自民党沖縄問題特別対策委員会の日井委員長を交えて協議した結果、教育権返還を両者協力して合意推進していくことに申し合せると共に、合意は年内一杯を目途に具体的

に、返還についての青字通を形成し、半側との条約問題や口内立法をまとめることとなった。

2. 移送裁判二件の半政府裁判所審理

10月5日、内閣の友利、サマ課税両事件に関する第一回公判は半政府民事裁判所で開始された。

異民族の裁判は断固拒否するとの態度で出立した友利被告の代理人海里龍平氏(社会大憲法委員長)に対しては改めて出席通知を出すこととし、サマ課税事件の審理に入った。本半裁判所における裁判を後述のとおり異議なく、及び書面審理により行った。原告被告両側の了承を破却した。午後、簡易な口頭による証言聴取を行った。結果開廷した。

5日引続き、6日及び10日の公判予定日に欠席した被告人側の措置につき、友利事件の審理に際し、裁判通知

の送達が実施されたにもかかわらず拘りか未送しないのは、2の原審理を進めるとを希望して113として審理を進めるとの裁判長発言があり、被告側欠席の原審理に入った。原告側に移送された裁判記録に通知されたものありや否やにつき(直向)の裁判長は、1963年5月17日の宣古巡回裁判所の言明に、反利の選挙自由妨害罪の公判記録を証拠として追加を求め、原告側の了解を得た上で、本件公判を結審した。2つで両事件は裁判所の書面審査に移った。判決を待つばかりとなった。もし、当事者の何れかが本件裁判の移送に異議を申した場合はどうなるか。その手続は如何に明らかでない。又、サマ事件の事実審理の課程では、1963年11月のサマ裁判の判決から、208号に於て、布令第19号の改正第3号(サマを生鮮魚類に含め、且、同布令改正の遡及効果を確認した)の発出経過に、この事実審理がなされた。又、北政府の在任に於て、自政府に照

合に事実、北政府の国治指導など、半民政府側のところ処置について重要な傾向があること。今回裁判の布令第19号第3号の通知告知に争点が生じたことと親調されている。本件裁判の南延発表に伴い、15日午後とて、この移送命令撤回要求運動は再び活発化し、10月3日から6日、及び同10日、北政府、琉球政府、立法院、上訴裁判所、中央選挙管理委員会を以て中心とする共同会談、各々の国の抗議手紙を受け、公判初日の前夜は撤廃組で、~~琉球裁判所~~の包囲、警備隊と対峙するなど不穏の様相を呈し、北に、大争に及らなかつた。

3. 軍用地接收問題 (半月報第18号参照)

長門川村農地の土地接收問題については、去月6月10日から同月120日、強制収用が延期された。その後、

地主、町村当局を始め、各政界、団体の反対運動が続り
され、最近は、又々以翁文士から半導の要求告示書の延長期
限のある10月9日迄に ~~半導~~ 半導の双方の注目されて
いた。

しかし、同日、半導から強制収用を120日
間延長するとの告示書の答文が、問題が振り出しに廣
く形になった。

半導工兵隊(D.E)より琉球政府法務局に対し、7日午
後、強制収用系統期間を延長する旨の財産取得要求の
告示書の改訂3号(期間延長3回目を意味する)の手渡しの
これと同じ、60日間は自由契約期間とし、あとの60日
間を強制収用の期間と設定したもので、従って10月9日
から起算して120日間の強制収用の期限切れたこと
である。

これより、両当事者の間では期限切れた10月8日以降

は、いつまで半導の強制収用がと理解して、其期限切
れ以降は延長の告示書を出さない限り強制収用はでき
ず、期限内に収用系統を取る必要が収用者側にあるこ
とを明らした。

4. 第10回日米協談委員会の開催

昭和42会計年度の日政府対沖援助に当り第10回
日米協談委員会は10月18日、東京で開催された。

席上、明年度援助に当り半導より、宝島台風等対
策援助費を合算明年度総額103億4,570万9,920円
及び、現年度災害対策援助費5億4,000万円の援助要
請がなされた。又、半導が既に取引された沖繩船
舶積荷問題について、日本側より、前回協談委員会に引き
続き、原則として半導の善処方を要望し、半導は検討を続け
る旨回答された。

明年度対沖縄日本政府援助については、ワシントンに
 あり、ワシントン修正法案の成立を危す、更に今会期中
 の成立を絶望の視則報道があり、又、本土軍機と目する
 琉球政府及び各政党内から所望する援助に
 いて日本政府に付す、9月末から10月前半にかけて、立法院
 議員の約半数以上が軍政界の支援を要請して
 いる。その中で、今回の半割提案に対しては、日米協同
 路線にのって、本土との格差是正、一体化政策の軌道に
 のるものとして歓迎している。

5. ワシントン修正法案審議終了

10月18日のワシントン費上院軍事委員会審議
 が始るといって、ワシントン修正法案はさらに検討の
 要があるとして、分科会を取り上げることの確見は、
 条件については審議終了の可能性が予測されて

い、大計に特別の反響は見られなかった。琉球政府は
 同法案が半割審議会中期中に不決することを見越して、
 1967年度一般予算に1,200万ドルに加え、530万ドルを上積
 計に1,730万ドルを組むことになり、この上積計の支出減
 が生ずると、同様の成長を期するに成る、減税計画
 に影響を及ぼすことになり、(但し、明1967年初頭
 の半割案を3月迄に不決しない場合は予算措置にも問題は
 ない由。)

